



2010年3月3日

各 位

会 社 名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 取締役社長 小林 栄三
(コード番号 8001 東証第一部)
問合せ先 広報部長 中山 勇
(TEL. 03-3497-7291)

株式会社日本アクセス株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成22年3月3日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社日本アクセス(以下「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該決議は、対象者の第二位株主である雪印乳業株式会社(以下「雪印乳業」といいます。)が、本公開買付けに応募せず、対象者の株式を継続して保有する意向であることを、当社が確認することを条件としており、当社が平成22年3月4日までに雪印乳業からかかる確認を得られない場合には、当社は本公開買付けを開始しない点にご留意下さい。

1. 買付け等の目的等

(1) 公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式 58,367,000 株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合(以下「所有割合」といいます。)約 69.69%)を所有し、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、対象者の第二位株主である雪印乳業(所有株式数 5,368,744 株、所有割合約 6.41%)が保有する対象者株式を除いた対象者の発行済株式の全て(但し、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得することを目的に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けにより、当社が、雪印乳業が保有する対象者株式及び対象者の自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け終了後、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の方法により、雪印乳業が保有する対象者株式を除く対象者の発行済株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有する手続きを実施することを企図しております(以下、本公開買付け及びその後の当該手続きにより、当社が雪印乳業所有分と合わせて、対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得する取引の全体を「本取引」といいます。)。なお、当社は、雪印乳業に対し、雪印乳業が本公開買付けに応募せず、本取引後も対象者の株式を継続して保有することを要請する予定です。当社は、雪印乳業が、本公開買付けに応募せず、対象者の株式を継続して保有する意向であることを当社が確認することを本公開買付けの開始の条件としており、当社が平成22年3月4日までに雪印乳業からかかる確認を得られない場合には、当社は本公開買付けを開始いたしません。当社が雪印乳業からかかる確認を得次第、その内容を公表いたします。

さらに、当社は、対象者の第三位株主である株式会社西野商店(以下「西野商店」といいます。)(所有株式数 4,015,000 株、所有割合約 4.79%)との間で、西野商店の所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

これに対し、対象者の「伊藤忠商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」と題する平成22年3月3日付公表文(以下「対象者公表文」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが中長期的に対象者の企業価値を最大化するものであり、また本公開買付けの諸条件が妥当であり対象者の株主に合理的な価格による売却の機会を提供するものであると判断し、①本公開買付けに賛同すること、及び②対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する

ことを決議したとのことです（かかる対象者による賛同表明決議は、当社が本公開買付けを実施することを対象者が確認した場合に効力を発するものとして決議されたものです。以下同じです。）。詳細は、対象者公表文をご参照ください。

なお、対象者は、その定款において株式譲渡制限を定めています。従って、当社は、会社法第137条第1項の規定に基づき、本公開買付けの決済の開始日以降、対象者に対して本公開買付けにより買付けた対象者株式の取得についての取締役会の承認を請求する予定です。また、対象者公表文によれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに対する賛同表明決議に際して、当社が当該譲渡承認請求を行った場合にはこれを承認することを前提としているとのことです。詳細は、対象者公表文をご参照ください。

（2）本公開買付けの背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

① 本公開買付けの背景及び目的

当社は、2009年度（平成21年度）から2010年度（平成22年度）までの2ヵ年の中期経営計画「Frontier^o 2010～世界企業を目指し、未来を創る～」において、「収益基盤の拡充」を重点施策として掲げております。当社の強みの一つである生活消費関連分野においても、当社は、従来と同様に、一層の収益基盤の拡充を図るため、様々な戦略的施策及び投資の展開可能性を検討しております。特に食品・食料分野においては、当社グループ（当社及び当社の関係会社を意味します。以下同じです。）は、食料資源の開発から、原料供給、製造加工、中間流通、リテールまでを有機的に結びつけ、生産・流通・販売の高度なバリューチェーンを構築するSIS(Strategic Integrated System：戦略的統合システム)戦略を基本戦略として事業展開をしております。

一方、対象者は、アイスクリーム類の卸売販売を目的として昭和27年10月に雪印乳業の子会社として設立されました。対象者は、現在、冷凍・冷蔵・常温の全温度帯に対応する物流網を日本全国に保有し、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、生協、ドラッグストア、ホームセンター、外食等多岐に渡る業態の取引先に商品とサービスを提供する、業界でトップクラスの総合食品卸売会社です。

これまで当社と対象者は、主に食品流通分野での長年の取引関係に加え、平成13年9月に当社が対象者の発行済株式数の約10.00%を取得したことにより、業務資本提携関係に至りました。また、当社は平成14年7月に対象者の株式を追加取得して筆頭株主となり、対象者を持分法適用関連会社としました。その後、当社は、平成18年5月17日から同年6月8日までを買付期間として、対象者株式を対象とする公開買付けを実施し、これにより当社の対象者に対する所有割合を約60.44%へ引き上げ、対象者を連結子会社としました。なお、平成19年4月に対象者は当社の連結子会社で、当社が発行済株式総数の約85.16%を所有していた西野商事株式会社を吸収合併しており、当該合併により、当社は、対象者の発行済株式総数の約69.69%を所有することとなり、現在に至っております。この間、対象者は、当社と対象者との協力関係の下で業容拡大・効率改善を実現するとともに、当社グループの食品・食料分野における中核子会社としての地位を固めてまいりました。

我が国の食品流通市場は、人口の緩やかな減少及び少子高齢化の進展により、成熟段階を迎えていますが、一昨年来の景気悪化に伴う個人消費の低迷によって、流通業界の経営環境は一層厳しさを増しており、今後もこうしたトレンドが続くおそれがあると考えられます。このような経営環境の中で、食品製造業分野及び小売業分野での競争は激化し、再編、淘汰、グループ化、グローバル化など、めまぐるしい変化が続いております。食品製造業分野と小売業分野の間に位置する食品卸売事業分野においても、規模の拡大や機能強化等による競争力強化を目的とした再編が進行しています。これは経営効率の向上、或いは食品流通全体の最適化を求める製造業と小売業の双方の要請に卸売業が応えていくためのものであり、今後、卸売業が備えなければならない機能は、従来にも増して、多様化、広域化、高度化していくものと考えています。

当社の食品・食料分野におけるSIS戦略において、バリューチェーンの軸となるのは製造業分野と小売業分野の間に位置する食品卸売事業を含む中間流通分野であり、食品・食料分野においてSIS戦略を推進し、対象

者を含めた当社の食品・食料分野の強化及び同分野のグループ全体の企業価値の一層の向上のためには、中間流通分野の一層の強化が重要であると考えております。当社は、上述のような厳しい経営環境の下で、中間流通分野の一層の強化を図るためには、当社グループと対象者が更に一体となった戦略推進を可能にする体制を構築し、両社それぞれが保有する経営資源を双方が一層緊密かつ有効に活用すべく、本取引を実行することが必要であると考えており、また、それが両社の企業価値向上にとって最善の方策であると考えております。

本取引を実行することにより、当社は、当社と対象者が「規模の拡大」と「機能の強化」とを同時にスピードを持って実現していけるものと考えております。当社においては、SIS 戦略を更に推進し、競争力を強化することができるものと考えています。また、対象者においても、当社との共同取り組みを推進し、当社グループの経営資源を活用することによって、海外進出等新規ビジネスの機会が拡大するなど、新たな成長戦略の実現が期待できるなどのメリットがあると考えております。

また、当社は、本公開買付け成立後、従来に増して、多様化、広域化、高度化する卸売業へのニーズに応え、食品・食料分野における中間流通分野の一層の強化を目的として、外食、生鮮及び物流などの各流通分野において、対象者を対象とした、当社グループ各社との提携関係の強化、合併、会社分割若しくは事業譲渡等の組織再編を含むグループ事業再編の可能性について検討する方針です。

なお、当社は、本公開買付けにあたり、雪印乳業に対し、同社が保有する対象者の株式を本取引後も継続して保有するよう要請する予定です。雪印乳業は、昭和 27 年 10 月に対象者を販売子会社として設立して以来、対象者と密接な取引関係・資本関係を構築してまいりました。その後、雪印乳業が当社を含む複数者に対象者株式を売却した後も、雪印乳業と対象者は取引関係・協力関係を継続し、現在に至っても雪印乳業は対象者の主要な仕入先であります。当社は、今後も雪印乳業が対象者の株主として残ることで、引き続き対象者との取引関係や緊密な協力関係を継続して行って頂けることを期待しております。当社は、雪印乳業が、本公開買付けに応募せず、対象者の株式を継続して保有する意向であることを当社が確認することを本公開買付けの開始の条件としており、当社が平成 22 年 3 月 4 日までに雪印乳業からかかる確認を得られない場合には、当社は本公開買付けを開始いたしません。

② 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

対象者は、当社グループの食品・食料分野における中核子会社であり、当社は、対象者との間で、対象者を取り巻く経営環境を踏まえた対象者を含む当社の食品流通分野の成長戦略、当社と対象者の双方の経営資源の一層の有効活用や有機的協力体制のあり方について、継続的に協議・検討を行ってまいりました。

こうした協議・検討も踏まえ、当社は、上述の通り、引続き支援が期待される雪印乳業が保有する対象者株式を除き、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することで、両社それぞれが保有する経営資源を双方が一層緊密かつ有効に活用し、当社と対象者は「規模の拡大」と「機能の強化」とを同時にスピードを持って実現し、対象者を含めた当社の食品・食料分野の強化及び同分野のグループ全体の企業価値の一層の向上を図れるものとするに至り、本取引を実施することを平成 21 年 11 月に対象者に提案いたしました。

そして、当社及び対象者双方において、平成 21 年 11 月以降、本取引について、それぞれのフィナンシャル・アドバイザーも交え慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、当社は、本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、当社は、対象者の代表取締役をはじめとする取締役らを交渉担当者とし、複数回の面談等により、対象者との協議及び交渉を行ってまいりました。対象者の交渉担当者のうち、代表取締役を含む取締役 3 名は、当社の出身者です（現在当社の役職員を兼職しておらず、将来当社の役職員となる予定もございません。）。なお、対象者公表文に記載された、対象者が意思決定の公正性を担保するために採用している措置については、下記「2. 買付け等の概要」「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」をご参照ください。

なお、対象者公表文によれば、対象者は、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする平成 22 年 3 月期の期末配当として、対象者の普通株式 1 株当たり 28 円を配当する予定とのことです。また、対象者公表文によれば、平

成 22 年 3 月 31 日以前に本公開買付けに応募された場合でも、本公開買付けが成立し、対象者取締役会による譲渡承認が得られるまでは株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、平成 22 年 3 月 31 日以前に本公開買付けに応募された株主の方であっても、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする平成 22 年 3 月期の期末配当の対象となることが予定されているとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

現在、当社が対象者を連結子会社としていること、並びに当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避等本公開買付けの公正性の担保の観点から、それぞれ以下の措置を行っています。

当社は、野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任するとともに、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきました。

当社は、本買付価格を決定するにあたり、野村証券に対し、本買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書を平成 22 年 3 月 3 日付で取得し、参考としております（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

当社は、野村証券から取得した当該株式価値算定書の各手法の算定結果（「2. 買付け等の概要」「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照下さい。）を参考として、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉を行った結果等も踏まえ、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において、最終的に本買付価格を 1 株当たり 1,300 円と決定いたしました。

なお、対象者は平成 19 年 4 月 1 日を効力発生日として西野商事株式会社を吸収合併しており、それ以前となりますが、当社は、平成 18 年 5 月 17 日から平成 18 年 6 月 8 日までを買付期間として対象者株式を対象とする公開買付けを実施しております。当該公開買付けにおける対象者株式の買付価格は 970 円であり、本買付価格は、これを約 34.02%（小数点以下第三位四捨五入）上回るものです。また、対象者が平成 21 年 6 月 22 日に提出した有価証券報告書によると、対象者の平成 21 年 3 月期の連結ベースでの 1 株当たり当期純利益は 66.92 円、1 株当たり純資産額は 342.24 円であり、本買付価格は、それぞれ当該 1 株当たり当期純利益の約 19 倍（小数点以下四捨五入）、当該 1 株当たり純資産額の約 3.8 倍（小数点以下第二位四捨五入）となっています。

さらに、当社は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最低期間が 20 営業日であるところ 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、他の買付者が対象者株式に対する買付け等を行う機会を提供することで、買付価格の適正性を確保するための措置を行っております。また、当社と対象者との間で、他の買付者による対象者株式の買付け等を阻害するような合意は存在していません。

なお、対象者の買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置については、「2. 買付け等の概要」「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」をご参照下さい。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、対象者の第二位株主である雪印乳業と合わせて対象者の発行済株式の全て（当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。なお、本公開買付けにより、当社が、雪印乳業が保有する対象者株式及び対象者の自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、以下の方法によ

り、平成 22 年 8 月下旬を目途として、雪印乳業が保有する対象者株式を除く対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。また、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会は平成 22 年 7 月下旬までを目処に実施する予定です。対象者の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全てが対象者により取得され、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の発行する別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち、新たに発行される別個の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、対象者の普通株式 1 株当たりの本買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として新たに交付する対象者株式の種類及び数は、現在未定ですが、当社は、本取引が実施されるために、当社及び雪印乳業以外の対象者株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを対象者に要請する予定です。

もっとも、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、本取引の実施方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、当社及び雪印乳業以外の株主に対して、また、当社が対象者の完全子会社化を実施する場合には、当社以外の株主に対して、関係法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用することが予定されております。これらの場合における当該金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と原則として同一となるように算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a) 上記②に関する対象者の定款変更の際には、会社法第 116 条及び第 117 条その他関係法令の定めに従って、対象者の株主がその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b) 上記③が対象者の株主総会において決議された場合には、同様の趣旨により、会社法第 172 条及びその他関係法令の定めに従って、当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a) 又は (b) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断によることとなります。加えて、当該請求又は申立てに関する所要の手続につきましては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

上記は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、対象者の株主総会における株主各位の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募、対象者が新たに発行する普通株式が 1 株に満たない場合の金銭交付及び少数株主の権利行使に伴う請求又は申立てに基づく対象者普通株式の買取等に関する税務上の取扱につきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認ください。

すようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、金融商品取引所に上場されておられません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の第二位株主である雪印乳業に対し、雪印乳業が本公開買付けに応募せず、本取引後も対象者の株式を継続して保有することを要請する予定です。当社は、雪印乳業が、本公開買付けに応募せず、対象者の株式を継続して保有する意向であることを当社が確認することを本公開買付けの開始の条件としており、当社が平成 22 年 3 月 4 日までに雪印乳業からかかる確認を得られない場合には、当社は本公開買付けを開始いたしません。

また、当社は、対象者の第三位株主である西野商店（所有株式数 4,015,000 株、所有割合約 4.79%）との間で、西野商店の所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	商号	株式会社日本アクセス	
②	事業内容	食品卸売業	
③	設立年月日	昭和 27 年 10 月 1 日	
④	本店所在地	東京都世田谷区池尻三丁目 1 番 3 号	
⑤	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 茂治	
⑥	資本金	2,620 百万円（平成 21 年 9 月 30 日現在）	
⑦	大株主及び持株比率	伊藤忠商事株式会社 69.69%	
		雪印乳業株式会社 6.41%	
		株式会社西野商店 4.79%	
		農林中央金庫 3.12%	
		日本アクセス社員持株会 2.97%	
		アサヒビール株式会社 1.87%	
		サントリー食品株式会社 1.87%	
		麒麟麦酒株式会社 1.87%	
⑧	買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、平成 22 年 3 月 3 日現在、対象者の発行済株式総数の約 69.69%を保有しております。
		人的関係	当社は、平成 22 年 3 月 3 日現在、対象者に対して、取締役（非常勤）1 名、非常勤監査役 1 名を派遣しております。具体的には、当社従業員である星秀一が対象者の取締役を、当社従業員である竹内壽一が対象者の監査役を兼任しております。また、当社の従業員 4 名が、対象者に出向しております。
		取引関係	当社グループは、対象者に対して商品（食品等）の販売等を行っているほか、対象者から商品の仕入等を行っております。また、対象者は、当社のグループ金融制度に基づき、当社に対する資金の預入れ及び当社からの資金の借入を行っております。
		関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の開始の条件

当社は、雪印乳業が、本公開買付けに応募せず、対象者の株式を継続して保有する意向であることを当社が確認することを本公開買付けの開始の条件としており、当社が平成 22 年 3 月 4 日までに雪印乳業からかかる確認を得られない場合には、当社は本公開買付けを開始いたしません。

買付け等の期間など、本書に記載された本公開買付けの日程は、当社が雪印乳業からかかる同意を平成 22 年 3 月 4 日において取得できることを前提として記載しております。

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 3 月 5 日（金曜日）から平成 22 年 4 月 16 日（金曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,300 円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、本買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、類似会社比較法、DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から、平成 22 年 3 月 3 日付で株式価値算定書を取得しました（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 583 円から 1,116 円までと分析しております。

DCF 法では、直近のキャッシュ・フローの価値のみではなく、将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローの価値を評価するため、本件取引の実施により当社が期待する効果や対象者を取り巻く経営環境を勘案した対象者についての事業計画、対象者へのインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 3 月期下半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,055 円から 1,951 円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉を行った結果等も踏まえ、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において最終的に本買付価格を 1 株当たり 1,300 円と決定いたしました。

なお、対象者は平成 19 年 4 月 1 日を効力発生日として西野商事株式会社を吸収合併しており、それ以前となりますが、当社は、平成 18 年 5 月 17 日から平成 18 年 6 月 8 日までを買付期間として対象者株式を対象とする公開買付けを実施しております。当該公開買付けにおける対象者株式の買付価格は 970 円であり、本買付価格は、これを約 34.02%（小数点以下第三位四捨五入）上回るものです。また、対象者が平成 21 年 6 月 22 日に提出した有価証券報告書によると、対象者の平成 21 年 3 月期の連結ベースでの 1 株当たり当期純利益は 66.92 円、1 株当たり純資産額は 342.24 円であり、本買付価格は、それぞれ当該 1 株当たり当期純利益の約 19 倍（小数点以下四捨五入）、当該 1 株当たり純資産額の約 3.8 倍（小数点以下第二位四捨五入）となっています。

② 算定の経緯

当社は、現在、対象者の普通株式 58,367,000 株（所有割合 約 69.69%）を所有し、対象者を連結子会社としております。

対象者は、当社グループの食品・食料分野における中核子会社であり、当社は、対象者との間で、対象者を取り巻く厳しい経営環境を踏まえた対象者を含む当社の食品流通分野の成長戦略、当社グループと対象者の双方の経営資源の一層の有効活用や有機的協力体制のあり方について、継続的に協議・検討を行ってまいりました。

こうした協議・検討も踏まえ、当社は、引続き支援が期待される雪印乳業が保有する対象者株式を除き、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することで、両社それぞれが保有する経営資源を双方が一層緊密かつ有効に活用し、当社と対象者は「規模の拡大」と「機能の強化」とを同時にスピードを持って実現し、対象者を含めた当社の食品・食料分野の強化及び同分野のグループ全体の企業価値の一層の向上を図れるものと考えてに至り、本取引を実施することを平成 21 年 11 月に対象者に提案いたしました。

そして、当社及び対象者双方において、平成 21 年 11 月以降、本取引について、それぞれのフィナンシャル・アドバイザーも交え慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、当社は、本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、当社は、対象者の代表取締役をはじめとする取締役らを交渉担当者とし、複数回の面談等により、対象者との協議及び交渉を行ってまいりました。対象者の交渉担当者のうち、代表取締役を含む取締役 3 名は、当社の出身者であります（現在当社の役職員を兼職しておらず、将来当社の役職員となる予定もございません。）。

当社は、当社の法務・フィナンシャル・税務アドバイザーから各々の助言を適宜得るとともに、デュー・ディリジェンスを実施し、雪印乳業が保有する対象者株式を除き、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することについて検討を重ねてまいりました。かかる検討を踏まえ、当社は本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本買付価格を決定するにあたり、野村證券より対象者の株式価値算定書を平成 22 年 3 月 3 日付で取得しております。

(ii) 意見の概要

野村證券は、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

類似会社比較法 583 円から 1,116 円

DCF 法 1,055 円から 1,951 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉を行った結果等も踏まえ、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において最終的に本買付価格を 1 株当たり 1,300 円と決定いたしました。

一方、対象者公表文によれば、対象者は、本買付価格の公正性を担保し、かつ当社との利益相反を回避するため、本買付価格に関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ当社及び対象者の関連当事者に該当しない株式会社大和総研（以下「大和総研」といいます。）を選任し、対象者の株式価値算定を依頼するとともに、リーガルアドバイザーである阿部・井

窪・片山法律事務所の助言を受けたとのことです。

大和総研は、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者株式の価値を算定したとのことです。そして、対象者は、大和総研より対象者の株式価値算定書を平成 22 年 3 月 2 日付で取得し、本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしたとのことです。

大和総研は、対象者の株式価値算定方法として、類似会社比較法及び DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法の各手法を用いたとされています。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 669 円から 1,122 円までと分析したとのことです。また、DCF 法では、直近のキャッシュ・フロー価値のみではなく、将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローの価値を評価するため、対象者の事業計画を参考にして、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮の上で、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,247 円から 1,927 円までと分析したとのことです。なお、それぞれの手法を用いて分析された対象者株式 1 株あたりの価値算定結果をまとめると以下のとおりとのことです。

類似会社比較法	669 円から 1,122 円
DCF 法	1,247 円から 1,927 円

これを受けて、対象者は、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において、大和総研の株式価値算定書の内容を参考にしたうえで、本買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について対象者の現況、対象者及び当社の事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討したとのことです（なお、対象者は第三者算定機関から公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです）。

その結果、対象者の取締役会は、決議に参加した取締役 13 名全員一致で、本公開買付けが対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、その買付価格が大和総研の株式価値算定書における DCF 法のレンジの中にあり、類似会社比較法におけるレンジを上回っていることから、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当であり対象者の株主に対して対象者株式の適切な売却の機会を提供するものであると判断し、①当社による本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び②対象者株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、当該取締役会に出席した対象者の監査役は、何れも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異義がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち星秀一氏は当社の従業員を兼任しており、対象者と当社との利益相反回避の観点から、上記議案にかかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役のうち竹内壽一氏は当社の従業員を兼任しており、対象者と当社との利益相反回避の観点から、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

③ 算定機関との関係

野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
25,363,130 (株)	— (株)	— (株)

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応

募株券等の全部の買付けを行います。

- (注2) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより当社が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成21年12月18日に提出した第58期半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済総株式数(83,750,000株)から現在当社が保有する株式数(58,367,000株)及び平成21年9月30日時点において対象者が保有する自己株式数(19,870株)を控除したものになります。但し、当社は、雪印乳業がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募しない意向であることを当社が確認することを本公開買付けの開始の条件としており、雪印乳業が本公開買付けに応募しない予定である株式数(5,368,744株)を控除した場合は、最大19,994,386株となります。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	58,367 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.71%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—	(買付け等前における株券等所有割合% —%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	25,363 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	83,625 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除いております。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(但し、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年12月18日に提出した第58期半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(83,750,000株)から、同報告書に記載された平成21年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数(19,870株)を控除した株式数に係る議決権数(83,730個)を「対象者の総株主等の議決権の数」としております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(8) 買付代金 32,972 百万円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数(25,363,130株)に1株当たりの買付価格(1,300円)を乗じた金額を記載しております。但し、当社は、雪印乳業がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募しない意向であることを当社が確認することを本公開買付けの開始の条件としており、雪印乳業が本公開買付けに応募しない予定数(5,368,744株)を控除した場合の買付代金は、最大25,993百万円となります。

(9) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

② 決済の開始日

平成22年4月23日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所への郵送により返還します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしチ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしト、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店、名古屋支店又は大阪支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払い

を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(11) 公開買付開始公告日

平成22年3月5日（金曜日）

(12) 公開買付代理人

野村證券株式会社（予定）

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

(2) 今後の業績等への影響の見通し

本公開買付けが、当社の平成22年3月期業績予想に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付けと対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者公表文によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、決議に参加した対象者の取締役 13 名全員一致で、本公開買付けが対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、その買付価格が大和総研の株式価値算定書におけるDCF法のレンジの中にあり、類似会社比較法におけるレンジを上回っていることから、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当であり対象者の株主に対して対象者株式の適切な売却の機会を提供するものであると判断し、①本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び②対象者株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することの決議をしたとのことです。また、当該取締役会に出席した対象者の監査役は、何れも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異義がない旨の意見を述べているとのことです。詳細は、対象者公表文をご参照ください。

また、対象者は、その定款において株式譲渡制限を定めております。従って、当社は、会社法第 137 条第 1 項の規定に基づき、本公開買付けの決済の開始日以降、対象者に対して本公開買付けにより買付けた対象者株式の取得についての取締役会の承認を請求する予定です。また、対象者公表文によれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに対する賛同表明決議に際しては、当社が当該譲渡承認請求を行った場合にはこれを承認することを前提としているとのことです。詳細は、対象者公表文をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者は、平成 22 年 1 月 22 日に平成 22 年 3 月期（第 58 期）の第 3 四半期の連結決算及び個別決算の概要について、複数の報道機関に公表するとともに、対象者のウェブサイトにおいて公表しております。当該公表に基づく、当該第 3 四半期（累計）（平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの累計期間）の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容から下記の各項目を抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(i) 連結経営成績等

決算年月	平成 22 年 3 月期 (第 58 期第 3 四半期)	前年同期間比
売上高	1,044,572 百万円	0.5%減
営業利益	9,307 百万円	43.5%増
経常利益	9,657 百万円	43.1%増
四半期純利益	5,420 百万円	26.3%増
純資産	31,755 百万円	—
総資産	356,532 百万円	—

(ii) 個別経営成績等

決算年月	平成 22 年 3 月期 (第 58 期第 3 四半期)	前年同期間比
売上高	948,004 百万円	1.0%減
営業利益	8,107 百万円	47.7%増
経常利益	8,442 百万円	43.8%増
四半期純利益	4,888 百万円	25.9%増

純資産	28,744 百万円	—
総資産	323,980 百万円	—

- ② 対象者公表文によれば、対象者は、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする平成 22 年 3 月期の期末配当として、対象者普通株式 1 株当たり 28 円を配当する予定とのことです。また、対象者公表文によれば、平成 22 年 3 月 31 日以前に本公開買付けに応募された場合でも、本公開買付けが成立し、対象者取締役会による譲渡承認が得られるまでは株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、平成 22 年 3 月 31 日以前に本公開買付けに応募された株主の方であっても、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする平成 22 年 3 月期の期末配当の対象となることが予定されているとのことです。

以 上

(添付資料)

株式会社日本アクセス「伊藤忠商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された予測等については、既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果と大きく異なることがあります。当社又は関連会社は、将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束するものではありません。このプレスリリースの将来に関する記述は、現時点で当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務づけられている場合を除き、当社又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【添付資料】

平成 22 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社日本アクセス
代表者名 代表取締役社長 田中 茂治
問合せ先 広報部長 尾上 宏
(TEL. 03-6859-1141)

伊藤忠商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において、伊藤忠商事株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の実施について、公開買付者による本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1 公開買付者の概要

(1) 商号	伊藤忠商事株式会社	
(2) 事業内容	総合商社	
(3) 設立年月日	昭和 24 年 12 月 1 日	
(4) 本店所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町 4 丁目 1 番 3 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 栄三	
(6) 資本金	202,241 百万円	
(7) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 7.43% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 5.43% 三井住友海上火災保険株式会社 2.88%	
(8) 公開買付者と 当社の関係等	資本関係	公開買付者は、平成 22 年 3 月 3 日現在、当社普通株式を 58,367,000 株（約 69.69%）保有しております。
	人的関係	公開買付者は、平成 22 年 3 月 3 日現在、当社に対して、取締役（非常勤）1 名、非常勤監査役 1 名を派遣しております。具体的には、公開買付者従業員である星秀一が当社の取締役を、公開買付者従業員である竹内壽一が当社の監査役を兼任しております。また、公開買付者の従業員 4 名が、当社に出向しております。
	取引関係	公開買付者グループは、当社に対して商品（食品等）の販売等を行っているほか、対象者から商品の仕入等を行っております。また、当社は、公開買付者のグループ金融制度に基づき、公開買付者に対する資金の預入れ及び公開買付者からの資金の借入を行っております。
	関連当事者への 該当状況	公開買付者は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。

2 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の実施について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり出席取締役の全員一致により、①公開買付者による本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました（注）。

(注) 公開買付者は、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において、雪印乳業が本公開買付けに応募せず、当社株式を継続して保有する意向であることを雪印乳業から確認することを条件として、本公開買付けを実施することを決議したため、上記①②の決議は、その条件が成就され、公開買付者が本公開買付けを実施することが確認された場合に効力を発することといたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

ア 本公開買付けの概要等

公開買付者は、現在、当社の普通株式 58,367,000 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）約 69.69%）を所有し、当社を連結子会社としております。公開買付者の「株式会社日本アクセス株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」と題する平成 22 年 3 月 3 日付公表文（以下、「公開買付者公表文」といいます。）によれば、公開買付者は、この度、当社の第二位株主である雪印乳業株式会社（以下「雪印乳業」といいます。）（所有株式数 5,368,744 株、所有割合約 6.41%）が保有する当社株式を除いた当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを目的に本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、本公開買付けにより、公開買付者が、雪印乳業が保有する当社株式及び当社の自己株式を除く当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け終了後、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、雪印乳業が保有する当社株式を除く当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有する手続きを実施することを企図しているとのことです（以下、本公開買付け及びその後の当該手続きにより、公開買付者が雪印乳業所有分と合わせて、当社が所有する自己株式を除く当社の発行済株式の全てを取得する取引の全体を「本取引」といいます。）。なお、公開買付者は、雪印乳業に対し、雪印乳業が本公開買付けに応募せず、本取引後も当社の株式を継続して保有することを要請する予定であると聞いております。公開買付者は、雪印乳業が、本公開買付けに応募せず、当社の株式を継続して保有する意向であることを公開買付者が確認することを本公開買付けの開始の条件としており、公開買付者が平成 22 年 3 月 4 日までに雪印乳業からかかる確認を得られない場合には、公開買付者は本公開買付けを開始しないとのことです。公開買付者が雪印乳業からかかる確認を得次第、その内容を公表する予定であると聞いております。

さらに、公開買付者は、当社の第三位株主である株式会社西野商店（以下「西野商店」といいます。）（所有株式数 4,015,000 株、所有割合約 4.79%）との間で、西野商店の所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。

なお、当社は、その定款において株式譲渡制限を定めています。そのため、当社は、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において、公開買付者が会社法第 137 条第 1 項の規定に基づき、本公開買付けの決済の開始日以降、当社に対して本公開買付けにより買付けた当社株式の取得についての譲渡承認請求を行った場合には、これを承認することを前提として、上記①②の決議をいたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日以降、当社に対して本公開買付けにより買付けた当社株式の取得についての取締役会の承認を請求する予定と聞いております。

イ 本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った意思決定の過程

① 本公開買付けの背景及び目的

公開買付者は、2009 年度（平成 21 年度）から 2010 年度（平成 22 年度）までの 2 カ年の中期経営計画「Frontier° 2010 ～ 世界企業を目指し、未来を創る ～」において、「収益基盤の拡充」を重点施策として掲げております。公開買付者の強みの一つである生活消費関連分野においても、公開買付者は、従来と同様に、一層の収益基盤の拡充を図るため、様々な戦略的施策及び投資の展開可能性を検討しているとのことです。特に食品・食料分野においては、公開買付者グループ（公開買付者及び公開買付者の関係会社を意味します。以下同じです。）は、食料資源の開発から、原料供給、製造加工、中間流通、リテールまでを有機的に結びつけ、生産・流通・販売の高度なバリューチェーンを構築する SIS (Strategic Integrated System : 戦略的統合システム) 戦略を基本戦略として事業展開をしております。

一方、当社は、アイスクリーム類の卸売販売を目的として昭和 27 年 10 月に雪印乳業の子会社として設立されました。当社は、現在、冷凍・冷蔵・常温の全温度帯に対応する物流網を日本全国に保有し、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、生協、ドラッグストア、ホームセンター、外食等多岐に渡る業態の取引先に商品とサービスを提供する、業界で長い実績を誇る総合食品卸売会社です。

これまで当社と公開買付者は、主に食品流通分野での長年の取引関係に加え、平成 13 年 9 月に公開買付者が当社の発行済株式数の約 10.00%を取得したことにより、業務資本提携関係に至りました。また、公開買付者は平成 14 年 7 月に当社の株式を追加取得して筆頭株主となり、当社を持分法適用関連会社としました。その後、公開買付者は、平成 18 年 5 月 17 日から同年 6 月 8 日までを買付期間として、当社株式を対象とする公開買付けを実施し、これにより公開買付者の当社に対する所有割合は約 60.44%となり、当社は公開買付者の連結子会社となりました。なお、平成 19 年 4 月に当社は公開買付者の連結子会社で、公開買付者が発行済株式総数の約 85.16%を所有していた西野商事株式会社を吸収合併しており、当該合併により、公開買付者は、当社の発行済株式総数の約 69.69%を所有することとなり、現在に至っております。この間、当社は当社と公開買付者との協力関係の下で、当社は業容拡大・効率改善を実現するとともに、公開買付者グループの食品・食料分野における中核子会社となってまいりました。

我が国の食品流通市場は、人口の緩やかな減少及び少子高齢化の進展により、成熟段階を迎えています。一昨年来の景気悪化に伴う個人消費の低迷によって、流通業界の経営環境は一層厳しさを増しており、今後もこうしたトレンドが続くおそれがあると考えられます。このような経営環境の中で、食品製造業分野及び小売業分野での競争は激化し、再編、淘汰、グループ化、グローバル化など、めまぐるしい変化が続いております。食品製造業分野と小売業分野の間に位置する食品卸売事業分野においても、規模の拡大や機能強化等による競争力強化を目的とした再編が進行しています。これは経営効率の向上、或いは食品流通全体の最適化を求める製造業と小売業の双方の要請に卸売業が応えていくためのものであり、今後、卸売業が備えなければならない機能は、従来にも増して、多様化、広域化、高度化していくものと考えています。

公開買付者の食品・食料分野における SIS 戦略において、バリューチェーンの軸となるのは製造業分野と小売業分野の間に位置する食品卸売事業を含む中間流通分野であり、食品・食料分野において SIS 戦略を推進し、当社を含めた公開買付者の食品・食料分野の強化及び同分野のグループ全体の企業価値の一層の向上のためには、中間流通分野の一層の強化が重要であると聞いております。当社は、上述のような厳しい経営環境の下で、中間流通分野の一層の強化を図るためには、公開買付者グループと当社が更に一体となった戦略推進を可能にする体制を構築し、両社それぞれが保有する経営資源を双方が一層緊密かつ有効に活用すべく、本取引を実行することが必要であると考えており、また、それが両社の企業価値向上

にとって最善の方策であると考えております。

本取引を実行することにより、当社は、当社と公開買付者が「規模の拡大」と「機能の強化」とを同時にスピードを持って実現していけるものと考えております。公開買付者においては、SIS 戦略を更に推進し、競争力を強化することができるものと予想します。また、当社においても、公開買付者との共同取り組みを推進し、公開買付者グループの経営資源を活用することによって、海外進出等新規ビジネスの機会が拡大するなど、新たな成長戦略の実現が期待できるなどのメリットがあると考えております。

また、公開買付者は、本公開買付け成立後、従来に増して、多様化、広域化、高度化する卸売業へのニーズに応え、食品・食料分野における中間流通分野の一層の強化を目的として、外食、生鮮及び物流などの各流通分野において、当社を対象とした、公開買付者グループ各社との提携関係の強化、合併、会社分割若しくは事業譲渡等の組織再編を含むグループ事業再編の可能性について検討する方針であると聞いております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにあたり、雪印乳業に対し、同社が保有する当社の株式を本取引後も継続して保有するよう要請する予定であると聞いております。雪印乳業は、昭和 27 年 10 月に当社を販売子会社として設立して以来、当社と密接な取引関係・資本関係を構築してまいりました。その後、雪印乳業が公開買付者を含む複数者に当社株式を売却した後も、雪印乳業と当社は取引関係・協力関係を継続し、現在に至っても雪印乳業は当社の主要な仕入先であります。当社は、今後も雪印乳業が当社の株主として残ることで、引き続き当社との取引関係や緊密な協力関係が継続することを期待しております。公開買付者は、雪印乳業が、本公開買付けに応募せず、当社の株式を継続して保有する意向であることを公開買付者が確認することを本公開買付けの開始の条件としており、公開買付者が平成 22 年 3 月 4 日までに雪印乳業からかかる確認を得られない場合には、公開買付者は本公開買付けを開始しないとのことです。

② 本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った意思決定の過程

当社は、公開買付者グループの食品・食料分野における中核子会社であり、公開買付者との間で、当社を取り巻く経営環境を踏まえた当社を含む公開買付者の食品流通分野の成長戦略、当社と公開買付者双方の経営資源の一層の有効活用や有機的協力体制のあり方について、継続的に協議・検討を行ってまいりました。

こうした協議・検討も踏まえ、公開買付者は、上述の通り、引続き支援が期待される雪印乳業が保有する当社株式を除き、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することで、両社それぞれが保有する経営資源を双方が一層緊密かつ有効に活用し、当社と公開買付者は「規模の拡大」と「機能の強化」とを同時にスピードを持って実現し、当社を含めた公開買付者の食品・食料分野の強化及び同分野のグループ全体の企業価値の一層の向上を図れるとのことから、本取引を実施することを平成 21 年 11 月に当社に提案いたしました。

そして、当社及び公開買付者双方において、平成 21 年 11 月以降、本取引について、それぞれのフィナンシャル・アドバイザーも交え慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、公開買付者は、本公開買付けの実施を決定いたしました。これを受けて、当社としても、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けが中長期的に当社の企業価値を最大化するものであり、また本公開買付けの諸条件が妥当であり当社の株主に合理的な価格による売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、及び当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議するに至りました。

なお、当社は、当社の代表取締役をはじめとする取締役らを交渉担当者とし、複数回の面談等により、公開買付者との協議及び交渉を行ってまいりました。当社の交渉担当者のうち、代表取締役を含む取締役 3 名は、公開買付者の出身者です（現在、公開買付者の役職員を兼職しておらず、将来公開買付者の役職員となる予定はございません。）。なお、当社が意思決定の公正性を担保するために採用している措置については、下記「（3）買付け等の価格

の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

なお、当社は、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする平成 22 年 3 月期の期末配当として、対象会社の普通株式 1 株当たり 28 円を配当する予定です。また、平成 22 年 3 月 31 日以前に本公開買付けに応募された場合でも、本公開買付けが成立し、対象者取締役会による譲渡承認が得られるまでは株主名簿上の株主名義が変更されることはありません。前述のとおり、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日以降、当社に対して本公開買付けにより買付けた当社株式の取得についての取締役会の承認を請求する予定と聞いておりますので、平成 22 年 3 月 31 日以前に本公開買付けに応募された株主の方であっても、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする平成 22 年 3 月期の期末配当の対象となることが予定されております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

現在において、公開買付者が当社を連結子会社としていること、並びに公開買付者と当社の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、当社及び公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避等本公開買付けの公正性の担保の観点から、それぞれ以下の措置を行っています。

ア 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

当社は、本買付価格の公正性を担保し、かつ公開買付者との利益相反を回避するため、本買付価格に関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ当社及び公開買付者の関連当事者に該当しない株式会社大和総研（以下「大和総研」といいます。）を選任し、当社の株式価値算定を依頼するとともに、リーガルアドバイザーである阿部・井窪・片山法律事務所の助言を受け、議論・検討を重ねてきました。

大和総研は、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社株式の価値を算定しました。当社は、大和総研より当社の株式価値算定書を平成 22 年 3 月 2 日付で取得し、本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしました。

具体的には、大和総研は、当社の株式価値算定方法として、類似会社比較法及び DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法の各手法を用いました。同社は、類似会社比較法においては、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 669 円から 1,122 円までと分析しました。また、DCF 法では、直近のキャッシュ・フロー価値のみではなく、将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローの価値を評価するため、当社の事業計画を参考にして、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮の上で、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,247 円から 1,927 円までと分析しました。なお、それぞれの手法を用いて分析された当社株式 1 株あたりの価値算定結果をまとめると以下のとおりです。

類似会社比較法	669 円から	1,122 円
DCF 法	1,247 円から	1,927 円

一方、公開買付者公表文によれば、公開買付者は、野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任するとともに、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきたとのことです。

公開買付者は、本買付価格を決定するにあたり、野村證券に対し、本買付価格の決定の参考資料として当社の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書を取得し、参考としたとのことです（なお、公開買付者は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。

公開買付者は、野村證券から取得した当社株式価値算定書を参考として、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、当社と協議・交渉を行った結果等も踏まえ、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において、最終的に本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 1,300 円と決定したとのことです。

なお、当社は、平成 19 年 4 月 1 日を効力発生日として西野商事株式会社を吸収合併しており、それ以前となりますが、公開買付者は、平成 18 年 5 月 17 日から平成 18 年 6 月 8 日までを買付期間として当社株式を対象とする公開買付けを実施しております。当該公開買付けにおける当社株式の買付価格は 970 円であり、本買付価格は、これを約 34.02%（小数点以下第三位四捨五入）上回るものです。また、当社が平成 21 年 6 月 22 日に提出した有価証券報告書に記載のとおり、当社の平成 21 年 3 月期の連結ベースでの 1 株当たり当期純利益は 66.92 円、1 株当たり純資産額は 342.24 円であり、本公開買付価格は、それぞれ当該 1 株当たり当期純利益の約 19 倍（小数点以下四捨五入）、当該 1 株当たり純資産額の約 3.8 倍（小数点以下第二位四捨五入）となっています。

イ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

上述の経緯を経て、当社は、平成 22 年 3 月 3 日開催の取締役会において、大和総研の株式価値算定書の内容を参考にし、本買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について当社の現況、当社及び公開買付者の事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討・協議を行いました（なお、当社は第三者算定機関から公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。

その結果、当社の取締役会は、決議に参加した取締役 13 名全員一致で、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、その買付価格が大和総研の当社株式価値算定書における DCF 法のレンジの中にあり、類似会社比較法におけるレンジを上回っていることから、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当であり当社の株主に対して当社株式の適切な売却の機会を提供するものであると判断し、上記 2（1）及び同項注記記載のとおり、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。また、当該取締役会に出席した当社の監査役は、何れも当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異義がない旨の意見を述べております。

なお、当社取締役のうち星秀一氏は公開買付者の従業員を兼任しており、当社と公開買付者との利益相反回避の観点から、上記議案にかかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉に参加することもしておりません。また、当社の社外監査役のうち竹内壽一氏は公開買付者の従業員を兼任しており、当社と公開買付者との利益相反回避の観点から、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

ウ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者公表文によれば、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最低期間が 20 営業日であるところ 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、他の買付者が当社株式に対する買付け等を行う機会を提供することで、買付価格の適正性を確保するための措置を行っているとのことです。また、当社は、公開買付者との間で、他の買付者による当社株式の買付け等を阻害するような内容の合意は存在しておりません。

（4）本公開買付け成立後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者公表文によれば、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数

に上限を設定しておらず、当社の第二位株主である雪印乳業と合わせて当社の発行済株式の全て（公開買付者が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。なお、本公開買付けにより、公開買付者が、雪印乳業が保有する当社株式及び当社の自己株式を除く当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、平成 22 年 8 月下旬を目途として、雪印乳業が保有する当社株式を除く当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類当社株式を交付すること、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定です。また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定であるとのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会は平成 22 年 7 月下旬までを目処に実施する予定です。当社の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全てが当社により取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の発行する別個の種類当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち、新たに発行される別個の種類当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、当社の普通株式 1 株当たりの本買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式の種類及び数は、現在未定ですが、公開買付者は、本取引が実施されるために、公開買付者及び雪印乳業以外の当社株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを当社に要請する予定であるとのことです。

もともと、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、本取引の実施方法に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者及び雪印乳業以外の株主に対して、また、公開買付者が当社の完全子会社化を実施する場合には公開買付者以外の株主に対して、関係法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用することが予定されているとのことです。これらの場合における当該金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と原則として同一となるように算定される予定であるとのことです。以上の場合における具体的な手続については、当社と公開買付者間で協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a) 上記②に関する当社の定款変更の際には、会社法第 116 条及び第 117 条その他関係法令の定めに従って、当社の株主がその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、

(b) 上記③が当社の株主総会において決議された場合には、同様の趣旨により、会社法第 172 条及びその他関係法令の定めに従って、当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a) 又は(b) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断によることとなります。加えて、当該請求又は申立てに関する所要の手續につきましては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社普通株式は、現在、金融商品取引所に上場されておられません。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の第二位株主である雪印乳業に対し、雪印乳業が本公開買付けに応募せず、本取引後も当社の株式を継続して保有することを要請する予定であると聞いております。公開買付者は、雪印乳業が、本公開買付けに応募せず、当社の株式を継続して保有する意向であることを公開買付者が確認することを本公開買付けの開始の条件としており、公開買付者が平成 22 年 3 月 4 日までに雪印乳業からかかる確認を得られない場合には、公開買付者は本公開買付けを開始しないとのことです。

さらに、公開買付者は、当社の第三位株主である西野商店（所有株式数 4,015,000 株、所有割合約 4.79%）との間で、西野商店の所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。

3 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以上

添付資料

公開買付者の「株式会社日本アクセス株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」